

犬保有税 (Hundesteuer) について

手塚和男

はじめに

ドイツ人は犬を家族同様に飼育している。マンハイムに住む韓国プロテスタント教会牧師のキム氏は、ドイツで住宅探しをする場合、子供のいる家族にとっては難しいが、犬を連れての場合の方が容易である、との体験談を話してくれた。それほどドイツでは、血統書付の犬を連れて道路を歩き、また公園を散歩する人々をみく見かける。レストランやデパートやスーパーの入口には、犬を中に入れるのを禁止するステッカーが貼ってあったり、入口のところに犬を繋ぐための金具が設置してある。さらに市電では、犬は子供料金を支払わねばならないことになっており、国鉄の特急インター・シティの新車両の中央部の四人掛け席のテーブルには、犬を繋ぐための皮バンドが備え付けられている。ドイツの街は概して清潔さのイメージが強く、実際にもそう感じるのであるが、時折、犬のフンを踏み付けて憤慨した経験をお持ちの方も少なくないのではないかと思う。そのようなわけで、私も歩道を歩く時は、常にフンに気を付けて歩かなければならない状況であった。日本に住んだことのある友人達の家では、靴を脱ぐようにと日本の習慣を取り入れていて、これも犬のフンを考えてのことでもあり、それが一つの大きな理由であるとのことであった。

道路のフンは、月に何回か市の清掃局の人達によって片付けられるのであるが、犬を連れてある飼主がまるで堂々と犬に道路で用を足させている姿を何度か目にした。この飼主の態度、感覚は、恐らく彼等の支払っている犬保有税にその一因があるようであり、ドイツの人々は、そのようなわけで、犬のフンに余りめくじら立てず、いたって寛容な態度であるように感じた。ドイツに行って間もなくの地方新聞に、犬保有税の届け出の記事が出ていて¹⁾、興味をもち、滞在していたバーデン・ヴュルテンブルク州のマンハイム市のそれについて、ここで紹介することにする。

I. 犬保有税に関する法律 (1982年2月15日の文言における) について。

まず、法律を見てみよう。

第1条 課税権者

市町村は本法律の規定により市町村税として犬保有税を徴収する。

第2条 課税対象

課税されるのは市町村地域内で犬を保有すること (Halten von Hunden) である。

第3条 納税義務者

(1) 納税義務者は犬の保有者である。

(2) 犬の保有者とは、自己のためにまたはその世帯のために犬を役立てるために、自己

1) Mannheimer Anzeiger vom 7. August 1986/Nr. 32.

の世帯または事業所において犬を引き取った人である。犬の保有者が確認できない場合、その犬を最小限三ヶ月間世話をし、宿泊させ、または試しもしくは訓練のために保有した人が保有者とみなされる。

- (3) 一世帯で保有されたすべての犬は、保有者によって共同で (gemeinsam) 保有されたものとみなす。
- (4) 数人の人々が共同で (gemeinschaftlich) 一匹または複数の犬を保有する場合、彼等は連帯〔納税〕義務者である。

第4条 納税履行義務

犬の保有者 (第3条) が同時に犬の所有者でない場合、所有者は連帯〔納税〕義務者として納税義務者とともに納税履行義務を負う。

第5条 納税義務の発生および納税義務の開始と終了

- (1) 一会計年度の納税義務は一月一日に、この日に市町村地域内で保有された生後三ヶ月以上のすべての犬に生じる。
- (2) 犬が一月一日以降に生後三ヶ月になる場合、または生後三ヶ月を超えた犬がこの時点以後に保有される場合、納税義務が生じ、納税義務は次の歴年上の四半期の初日に開始する。
- (3) 納税義務は、犬の保有が終了した歴年上の四半期の満了で、終わる。
- (4) 犬が市町村地域内で一会計年度の開始後に保有される場合、もしその犬がこの期間中に連邦領域の他の市町村において証明できるようにすでに納税されているならば、納税義務は生じない。

第6条 税額

- (1) 税金は、以下の住民数の市町村におけるすべての犬に対して、会計年度内に以下の額である。

1. 二千人以下	24マルク
2. 二千人以上一万人まで	36マルク
3. 一万人以上五万人まで	48マルク
4. 五万人以上	60マルク
- (2) 市町村は条例によって第1項による税額を4倍まで引き上げることができる。
- (3) 犬の保有者が市町村地域内で複数の犬を保有する場合、第1項および第2項により有効な税額は、第二の犬またはそれ以上の犬に対してその2倍に達する。これは第8条第1項の事例にあてはまらない。第7条により免税された犬は、その場合考慮されていない。市町村は条例により第1文は適用され得ないと定めることができる。
- (4) 第5条第2項および第3項の場合、税金は納税義務の期間に応じた一部の金額で確定されなければならない。
- (5) 第1項の意味における住民数とみなされるのは、その前歴年の6月30日に州統計局によって継続的になされているその都度の最新の一般人口国勢調査の結果である。

第7条 税の免除

税の免除は、申請に基づいて、以下の場合の犬の保有に対して認めることができる。

1. 盲導犬
2. もっぱら盲人、聾者またはその他の援助の必要な人々の保護および助けに使われ

る犬

3. 特別の訓練を受けた番犬、その扶養が、保有者が公務の所属者であっても専ら公費で賄われるもの
4. 営林署職員の犬および確認された狩猟区監視人の犬、ただしこの犬が森林保護または狩猟区保護に不可欠である限りで
5. 生きた動物に対する学問上の実験を行うことの許可が与えられている研究所または実験室において学問的目的のために保有される犬
6. 第11条第1項に記された時点以前の12ヵ月以内に、救助犬の試験または再試験を首尾良く通った犬、および非戦闘員の保護のために自由な使用に併せられている犬
7. 動物保護の理由から一時的に動物収容施設および類似の施設に収容されている犬
8. 群れをなして使用する犬、必要数で
9. 建物の警護のために、関連して建てられた区域外で、これが場所的な状況から判断して必要な場合に、保有されている犬、および内陸船の警護のために必要とされる犬。

第8条 税の軽減

- (1) 第6条による税金は、以下の犬に対しては申請に基づき、半分に軽減される。
 1. 許可された警備企業または単独の警備人により警備する場合に必要なとされる犬
 2. サーカス芸人および興業師によってその職業活動に必要なとされる訓練された犬
 3. 第11条第1項で示された時点以前12ヵ月以内に、
 - a. 護衛犬試験III
 - b. 救助犬適格試験を成功裏に行った犬
- (2) 第1項に掲げられた犬がその他の犬と一緒に保有される場合、後者は第6条第3項の意味での第二またはそれ以上の犬とみなされる。

第9条 犬を飼う囲い税 (Zwingersteuer)

- (1) 飼育可能な年齢の雌犬を含む同一血統である最小限二匹の純血種の犬を繁殖目的で保有する犬飼育業者によって、その犬を飼う囲いと種犬および飼育された犬が公認の犬飼育業者団体によって記された種犬の血統証明書に登録されている場合、税金は、申請に基づき、この血統の犬に対して犬を飼う囲い税の形で徴収される。
- (2) 犬を飼う囲い税としては、第一の犬 (第6条第1項、第2項) に対する税金の半額が支払われなければならない。条例により市町村は、この税額を第一の犬および第二の犬 (第6条第1項乃至第3項) に対する市町村により高められた総額まで上げることができる。
- (3) ここ三年の会計年度中、犬が飼育されなかった場合、軽減の特典は与えられてはならない。

第10条 犬の取引に対する税の軽減

営業上犬を販売し、この営業で登録されている人は、申請に基づき第一の犬 (第6条第1項、第2項) に対する二倍の税金を支払われなければならない。

第11条 税制上の優遇についての一般規定

- (1) 税の免除および税の軽減の認可 (税制上の優遇措置) にとって決定的であるのは、

会計年度の開始の際の事情であり、第5条第2項の場合には納税義務の開始の際の事情である。

- (2) 税制上の優遇措置は、以下の場合に、拒否されなければならない。
1. 税制上の優遇措置が要求されている犬が、申し出た使用目的に適当でない場合
 2. 犬の保有者がこの5年間に動物虐待の理由で法的確定力をもって処罰された場合
 3. 第9条、第10条の場合に、
 - a. 犬の収容が動物保護の要件に一致しない場合、
 - b. 犬の総数、取得、売却についての規則通りの帳簿がつけられていない場合またはそのような帳簿が求めに応じて市町村に提出されない場合。

第12条 税の支払

- (1) 税は全会計年度の1月1日に支払期限が来る。第5条第2項の場合には、税は第6条第4項で確定された部分金額で、納税義務の開始によって支払期限が来る。
- (2) 第5条第3項の場合には、余分に支払われた税が、申請に基づき返却されねばならない。

第13条 届出義務

- (1) 市町村地域内で生後三ヶ月を過ぎた犬を保有する者は、保有の開始後または犬が課税対象の年齢に達した後、二週間以内にこれを市町村に届け出なければならない。
- (2) 犬の保有が終了する場合または認可された税制上の優遇措置の条件がなくなる場合、このことを二週間以内に市町村に届け出なければならない。
- (3) 犬の保有が、納税義務の開始時以前に終了されていることが確実である場合には、第1項および第2項による義務はない。
- (4) 犬が売却される場合、第2項による届け出の中に、取得者の氏名と住所が届け出られなければならない。

第14条 差押え

一人の犬保有者により、または一世帯で複数の犬が保有され、および税がこれらの犬に対して、その他の方法では徴収され得ない場合、第二のおよびその他の犬は差押条件を考慮することなく差押えることができる。

第15条 犬保有税証票

- (1) 市町村は、条例により犬保有税証票が発行されることを定めることができる。詳細は、条例が定める。
- (2) 犬保有税証票が発行される場合、犬保有者は、条例が別に定めない限り、犬保有者によって保有され、その住んでいる家または囲まれた土地の外で走る犬を、有効で明らかに固定された犬保有税証票を付けて、管理しなければならない。

第16条 秩序違反

- (1) 故意または過失により第13条または第15条第2項による義務に反する人は、秩序違反である。
- (2) 秩序違反は、過料で罰することができる。
- (3) 秩序違反法第36条第1項第1号の意味における行政官庁は、下位の行政官庁である。

第17条 施行規定

内務省と財務省は共同して本法律の施行に必要な行政規則を發布することができる。

第18条 経過規定 (省略)

第19条 法規命令の廃止 (省略)

第20条 施行

- a. 条例発布の権限を与える規定は、公布の翌日に、
- b. 第18条は、1965年6月1日に、
- c. 本法律のその他の規定は、1966年1月1日に、
施行される。

以上が、バーデン・ヴュルテンブルク州の犬保有税に関する法律である。この法律を受けて、マンハイム市では、人口約30万人であるので、法律第6条第1項および第2項により、税額を年180マルクと定めている。狂犬病予防のための費用は、毎年約70マルクとのことである。1986年3月の段階で、8,335頭の犬が登録されており、8,045人の保有者であり、総税額は、1,552,680マルクであった。また、第6条第2項によれば、最高額はそれぞれ、

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1. 2,000人以下 | 96マルク |
| 2. 2,000人以上10,000人まで | 144マルク |
| 3. 10,000人以上50,000人まで | 192マルク |
| 4. 50,000人以上 | 240マルク |

まで引き上げることができる。

II. 犬保有税をめぐる法的問題

一つの判例を取り上げてみよう。1977年4月27日ミュンスター行政高等裁判所判決 (Kommunale Steuer-Zeitschrift 1977, S. 207) を見てみよう。

この判決の主文は、「犬保有税の引き上げは、馬の保有が奢侈税 (Aufwandsteuer) を義務づけられていないとの理由で、一般的平等原則に違反しない。」というものである。判決理由をみると、以下のようなものである。すなわち、

「犬保有税の引き上げは、基本法第3条第1項の一般的平等原則に違反しない。この規定は、立法者に対して、本質的に等しいものを恣意的に等しくなく取扱うことを禁じている。平等原則は、それゆえに、立法者によってなされた区別または平等取扱 (Differenzierung oder Gleichbehandlung) に対して理性的な事実に則した根拠 (ein vernünftiger, sachlicher Grund) が見出されない場合にのみ、犯される。その際、立法者には広範囲の形成の自由が認められる。

この観点で、犬の保有がその他の動物の保有とは異なり税を義務づけられている場合に、異議を唱えることができない。犬の保有と比較できるものとして、原告によって挙げられた馬の保有だけが真剣に考慮される。これらの双方の事情の異なった税金上の取扱に対しては、しかし、課税目的から明らかになる十分な事実に則した理由が見出され得る。

犬保有税は、奢侈税として、所有を犬の保有に対して使用することに示される経済的な支払い能力を考慮に入れるべきである。しかし、犬保有税は、その経済的収益の理由だけで上げられるのではなく、そのことを越えて、犬を保有することとそれと結びついた公衆に対する迷惑と危険を抑制するという憲法上認められた副次的目的を追求している。

このような税金の副次的目的を考慮して、犬の保有と馬の保有との本質的差異が確認されなければならない。犬により公衆を害することは、つまり、行政裁判所が正当にも挙げたように、

ともかく目下のところは、遙かに大きいものである。

犬を保有することが、公衆に対する迷惑と危険と結び付けられていることを原告も疑っていない。この点で決定的に重要であるのは、犬の糞によって公の施設（歩道や子供の遊び場を含む）が汚くされることの結果、衛生上・健康上、害することである（連邦行政裁判所は既に1959年に「犬の悩み(Hundeplage)」について語った。1959年10月9日連邦行政裁判所判決を参照）。健康上の危険は、多数の犬とその保有の特殊性とから生じている。すなわち、犬は人間との特に緊密な生活共同体において生活している。犬は住居や家の地所の囲い地で飼われており、通常は人の住む区域での必要な運動用の空き地(notwendiger Auslauf)を持っている。このことが直接的な人間の生活領域を汚すことになり、したがって健康上の危険になる。このような犬を保有することの観点の意義は、増える犬の数によって大きくなる。それに対して馬を保有する場合には、それを限定するための健康政策上の理由は、——まだ——ない。馬の保有は、通常、住居区域外の馬小屋か牧場で飼われており、騎乗馬としては乗馬場や屋内乗馬場か、あるいは乗馬の目的に応じて道路で住居区画から離れて使用される。したがって、溜まっている糞は、本質的には、公衆に対する危険なしに監視されて取り除かれることができる。増加する馬の保有によってその他の害が生じうること（たとえば、散歩者を妨げること）は、それに対して目立たなくなる。原告自身によって挙げられた騎手に対する交通の制限によって効果的にもその他の害に対処されうる。したがって、犬の保有を阻止するような課税は、恣意的であるとみなされない。

最後に、犬を飼うことが一種の奢侈の表現として、その他の贅沢をすること（たとえば、その他の趣味や贅沢品に対して）と違って、課税されるという単なる事態は、平等原則に対する違反ではない。立法者は、立法者が奢侈税を課したいとする対象物に関して、恣意禁止によってだけ制限されている選択権が当然帰属している。」

この判例から分かるように、犬保有税は、奢侈税の一つとされており、その課税目的が犬の保有を野放しにせず、制限することにある。犬がもたらす公衆に対する迷惑と危険とが、衛生上・健康上の理由から正当化されているといえよう。税率の引き上げがこのような目的からなされているために、馬や猫などの他の動物には課されていない奢侈税に対して、平等原則の立場からこのような訴訟が提起されたものといえる。しかし、平等原則の問題として、「畜犬税・畜猫税・畜鳥税の一または二を設置して他を設置しないことを、われわれの『正当性思考』は、政策的選択として是認する。けれども、それらが不均一に扱われることの『合理的理由』を指示することは難しい。」（小嶋和司『憲法概説』1987年、175頁）のであるから、上の判例で見た理由付けも十分に納得のゆくものとはいえない。この点に関しては、判例も述べているように、立法者の裁量権が幅広く認められているのである。したがって、なぜ犬にだけ税金が課され、その他の動物には課されていないのかについての合理的な説明は、できないといわなければならない。そのため、ドイツの友人達とこのことを話し合った時、様々な理由が挙げられていた。たとえば、猫は家の中で飼われており、外に出るものではないので、犬の糞のような問題は起こらないとか、犬の場合は確実にその数が把握できるが、猫の場合にはそれが難しく、そのため徴税が困難になるとか、である。このような理由で皆を納得させることは難しいであろう。

III. 日本における犬に関する費用

日本では、奢侈税としての犬保有税という考えはないが、それに相応するものとして犬の登録制度による税外収入が挙げられよう。狂犬病予防法第4条にその登録の申請に関する規定がある。「1. 犬の所有者は、……毎年一回その犬の所在地を管轄する都道府県知事に市町村長……を経て犬の登録を申請しなければならない。2. 都道府県知事は、前項の登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を前項の市町村長を経て交付しなければならない。3. 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかななければならない。4. 都道府県は、犬の登録について、実費を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。」この規定の第4項により徴収される手数料は、三重県の場合、現在年間2,100円である。さらに、同法第5条により、狂犬病の予防注射が毎年一回義務付けられ、その費用は2,200円であり、注射済票の交付手数料が460円である。したがって、三重県では、犬の所有者は、年間4,760円を支払うことになっている。また、栃木県の場合は、登録手数料2,100円、予防注射料2,300円、注射済票の交付手数料400円で、年間4,800円となっている。このように、手数料については各県で若干の違いがあるようである。これらの手数料のうち、登録手数料と注射済票の交付手数料は県に納付され、登録手数料のうち500円が市町村に回され、予防注射料は獣医師に納付されることになっている。三重県保健衛生食品環境衛生課で伺ったところによれば、1988年度の登録頭数は、63,724頭である。登録手数料は、狂犬病予防法第23条に基づき都道府県の負担とされる、犬の処分や予防上の措置などに使われ、またその仕事に従事する職員の人件費に充てられる。この税外収入は、三重県では、29,313,040円の注射済票の交付手数料も含めて、総額133,820,400円とかなりの額になり、そのうち、市町村には、31,862,000円が戻されている。

犬及びねこの飼養及び保管に関する基準（昭和50年7月16日総理府告示第28号）は、「動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第4条第2項の規定に基づき、犬及びねこの飼養及び保管に関する基準を次のように定める」として、一般原則、健康及び安全の保持（給餌及び給水、健康管理、運動、保管施設）、危険防止（放し飼い防止、脱出防止、悪臭等の発生防止）、その他（繁殖制限、譲渡又は引取り）を定めている。第3の危険防止は犬に関してのものである。すなわち、犬の所有者又は占有者は、「犬の放し飼いをしないように努めること」、「犬が〔保管〕施設から脱出しないよう必要な措置を講ずるように努めること」、「犬をけい留する場合にはけい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること」、「適当な時期に飼養目的に応じて適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者又は占有者の制止に従うよう訓練に努めること」、「犬を道路等屋外で運動させる場合には、犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと、犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節に配慮すること、運動場所、時刻等に十分配慮すること、を遵守するように努めること」と定められている。また、第2の第3号運動では、「犬の所有者又は占有者は、犬の種類、発育状況、健康状態に応じて適正な運動をさせるように努めること」と定められている。（栃木県衛生環境部環境衛生課『栃木県動物の飼養及び保管に関する条例逐条解説』）

栃木県衛生環境部環境衛生課『栃木県の環境衛生（昭和60年版）』によれば、「動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養・保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命等に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう

に努めなければなら」ない(23頁)。「犬の所有者等は、その適正な飼養・保管の一つとして、狂犬病予防法に基づく登録(年1回)と狂犬病予防注射(年1回)を受け、犬の首輪に犬鑑札と狂犬病予防注射済票を付けておかなければならない」(25頁)。1985年の登録頭数は、52,235頭である。犬に関する苦情には、鳴き声、脱糞、田畑荒し、家畜家禽、咬傷、放浪犬放し飼い、不要犬収容依頼などがある。

おわりに

マンハイムにおける犬保有税についてみてきたが、日本における手数料と比べ、さほど大差のないことが判明した。日本での犬の登録等に要する手数料について、ドイツでみられたような訴訟がありえないことも明らかになった。当初は、ドイツの犬保有税を日本に導入してはどうかとも考えていたが、日本の方が手数料という税外収入として効率よく対応しているようである。血統書付きの犬を飼うことがほとんどのドイツと雑種犬を飼うこともある日本との違いも、この両国の対応に影響しているのであろう。